

平成27年度 第1回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成27年8月26日（水）
午後3時30分～午後4時40分
会 場 県庁 議会棟 405会議室

1 開会

○小池課長補佐兼文化財係長

ただ今より、平成27年度第1回文化財保護審議会を開会いたします。

2 高橋課長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

最初に長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長の高橋功よりごあいさつを申し上げます。

○高橋課長

審議会開会に当たりまして、一言 ごあいさつ申し上げます。

本来でしたら、長野県教育委員会を代表します伊藤学司教育長からごあいさつを申し上げるところでございますけれども、現在他の公務をこなしている最中でございます。審議会の後半、出席させていただき、答申を受けさせていただいた時に、また伊藤の方からごあいさつ申し上げますので、ご了解をお願いいたします。

皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。日ごろから本県の文化財保護行政に格別なご支援をいただいておりますことに対しまして、長野県教育委員会を代表いたしまして、心よりお礼を申し上げます。

さて、本県の文化財の国指定等の状況について若干ご報告申し上げたいと思います。ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、今年の3月13日に諏訪郡富士見町の坂上遺跡出土の土偶、一般的には始祖女神像と呼ばれているものですが、重要文化財に指定するように答申がなされております。もう間もなく官報に登載され、正式に重要文化財の指定となる運びとなっております。

登録有形文化財に関しましても、今月上旬の8月4日に松本市の上下水道施設の6件及び軽井沢町の旧彌永家別荘1棟の2か所7件が登録されました。また、先月7月17日の国の審議会では、長野市の證蓮寺本棟などの4棟、長野市の布袋屋小林家住宅など2棟、須坂市の須高農協井上支所、軽井沢町の旧ハミルトンアンドハード軽井沢コテージ1棟の4か所8件が登録有形文化財として登録されるように答申されたところで

あります。

県の教育委員会といたしましても、引き続き必要な文化財の国指定・県指定を着実に行ってまいりたいと考えております。委員の皆様には今後も候補案件の掘り起こし、現地調査等をお願いいただくこととなりますが、引き続きご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、昨今、文化財の保護という一面だけではなく、文化財を地域の資源・宝として活用していこうという施策が大きく動いております。

代表的なところで、この4月に文化庁の方で日本遺産ということで全国18件の認定がなされたところではありますが、東京オリンピックに向けて日本の素晴らしい文化を発信していこうという事業であります。

長野県におきましては、残念ながら、この4月の認定はございませんでしたが、引き続き次の認定に向けて取り組む市町村もございますので、市町村の支援にあたっていきたいと思っております。

また、県教育委員会としましては、ここ2年位前から取り組んでおりますが、こういった県宝等に指定した文化財を広く市民の方にも知ってもらおうと、「体感！信州遺産バスツアー・トレッキングツアー」ということで9月の下旬から11月にかけて6コースを設定し実施していく予定にしております。長野県の素晴らしい文化財をより広く知ってもらおうということで今後も力を入れたいと思っております。

本日の審議会におきましては、県宝の指定につきまして2件の答申に向けたご審議をお願いいたします。また、新たな県宝の指定に向けまして3件、県天然記念物の指定解除で1件の諮問を予定しております、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

3 井原会長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原今朝男会長から、ごあいさつをいただきます。

○井原会長

私の方からは、今、課長から日本遺産の話がありましたので、それ以外で一言お礼を申し上げたいと思っておりますのは、善光寺の御開帳、戸隠神社の式年大祭が無事終わりました大成功だったようです。関連の仏教美術、山岳宗教関係、それから自然環境等々で委員の先生方にも大変ご協力いただき、いろいろありがとうございました。

特に長野県の場合は、県独自で山の日を指定して、文化財保護審議会でも山の文化を重視して、特に新しい候補物件を探しながらアピールをしていくことが課題になっております。

国の方でも妙高戸隠国立指定公園の名称変更の話がありまして、今、有形の方では、小菅神社の馬頭観音の調査も進んで平安時代、しかも12世紀の早い時期だという情報が入ってきました。

国の方では、昨年、関山の宝蔵寺跡が名勝に指定され、今年から発掘調査が始まっております。あれは奈良時代に始まって、今、長野県では戸隠と小菅、飯綱と考えられていますが、どうも最近の九州の六郷満山の調査から言うと、どうもそれよりも早く大陸半島から関山に入って、小菅に入ってきたのではないかというような、新しい視覚での調査が始まっているようです。

その意味ももちまして、名勝記念物関係の新しい史跡候補物件を探す、それから民俗の方でも話がありましたように、新しい史跡の候補物件を探すということが課題になっております。

それから県の文化財保護審議会では、長年の懸案であります、長野県独自の縄文文化、縄文土器をどういう風に指定するかも懸案でございます。

委員の先生方には、他県の文化財保護審議委員よりもたくさんご無理をお願いしております。年2回の審議しかございませんので、余分にしかも一時にいろいろなものを兼ねて調査をしてくれというご無理をお願いしておりますが、何分ご指導の程、ご協力をよろしく申し上げます。

今日も諮問、指定の審議をよろしくお願いいたします。以上もちましてあいさつに替えます。

○小池課長補佐兼文化財係長
ありがとうございました。

4 会議について

○小池課長補佐兼文化財係長

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が、長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、井原会長さんをお願いいたします。

○井原会長

それでは議事に移らせていただきます。私が議長を務めますので、議事が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。会田進委員さん、山田桂委員さんをお願いいたします。

では続きまして、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りした上で認めているところでございます。本日につ

いてもこれを許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

はい、ありがとうございます。それでは、これを許可します。

5 答申文化財の審議

○井原会長

では、前回までに本審議会に諮問された案件についての審議に入りたいと思います。

1号議案の県宝の指定の答申、安布知神社本殿及び拝殿についての審議をお願いします。

この案件につきましては、担当の土本委員の方から説明をお願いします。

○土本委員

有形文化財部会の土本です。この案件は既に配布されております資料がありまして、それが12ページからですが、部会で訂正が数行入りましたので、昼休みに事務局で打ち直していただいた資料があります。こちらを見ていただくとありがたいです。

建造物は2つありまして、本殿と拝殿があります。本殿の方は、覆屋というのに囲われていてその中にありますが、拝殿の方は直に雨が当たるところです。場所は阿智村の駒場というところでごさいます。所有者が宗教法人の安布知神社ということで、先ほど訂正が入りました。

現状の沿革の方は、ご神体の方から説明していただきまして、天正元年の領主小笠原信貴のあたりから説明させていただいております。

小笠原文書に文言が出てくるということを書いたり、慶安2年の朱印状を書かせていただきました。

いろいろ名称は、「清坂社」という地名がありましたが、「新羅大名神社」、「清坂八幡社」、「八意宮」などと呼ばれておりましたが、明治5年に「安布知神社」と改められてきたという経緯があります。

その他、文化元年（1804年）の神宣状がありまして、下から4行目の「このように、文化元年」の後にもう一度「(1804年)」とありますけど、上の行に出ていますので消していただいていた方がいいかと思っております。既に阿智村の有形文化財になっているということでごさいます。

「(2)構造形式」ということですが、覆屋の中にあり、住宅レベルで言うともちろん小さなものになりますが、神社としては大きなものです。三間社流造というもので、柿葺という屋根材で大きな社殿に入ります。梁行が2間で、前1間が外陣で、後ろ1間が内陣であります。

いくつか細かい様式的なところを部材一つ一つを追いかける形で書かせていただきましたが、特に、この伝統的な構造様式に付け加えて、ここの特徴は、最後の方に書きましたが、獅子や鳥や花や龍という具象的な絵が部材に下地を付けて塗ったり、そのまま色が付いていたりするのですが、それに加えて非常に左右対象性が高い幾何学的な紋様が非常に意味華やかで、しかも落ち着いた形で残っております。特に覆屋のある本殿の方は色彩が施されているところが少し珍しいものです。ここには書いてありませんが、一般に彫刻が発達しますので、高村光雲という彫師が段々上手くなっていき、塗りの方は減っていくのですが、ここは逆に彩色の方が主旋律になっている造形がよく見られるのが特徴です。

拝殿の方にも色彩が見られておりまして、保存状態で言うと本殿の方がいいのですが、拝殿の方も保存状態がよく遺っているということでございます。天井が格天井というふうにして、正方形の枱があるということでその間に板があるということでございますが、そこに龍やいくつかの花の絵や鳥の絵が描かれているということでございます。

建築年代ですが、本殿と拝殿とも墨書銘という、建物の中の部材に墨書きで書かれたものがございまして、建築年代が寛文11年(1671年)、17世紀後半とすることができます。拝殿の方は、そこから4年遅れるところの、延宝3年(1675年)ということで、合わせて17世紀後半の阿智村の建築であるということが分かる訳です。

3ページでございしますが、建物の変遷ということで、本殿と拝殿を①、②で書きました。保存状態は非常によろしいですけれども、本殿の方の真ん中の階段は後からつけ加えられたということが調査で確認されております。そのほか、2010年、5年前に修理がありまして、その時に屋根の修理が明治28年に行われているということが分かっております。昭和42年に文化財指定ということでした。

拝殿の方は、本殿ほどではないですが保存状態が良くて、建設当時の姿をよく遺しております。昭和42年には文化財になりましたが、5年前の平成22年に屋根の修理を行って、そのようなものがありまして、いくつか発見されたところがありました。

本殿と拝殿の両方に共通するところですが、拝殿で発見されました痕跡がありまして、本殿と拝殿の間に、昔は祝詞殿が設けられていたと推

測されておりますが、基本的には当初の姿を保ちつつ、屋根の大きな修理などがありますが、大小の修理がなされてきたところでございます。

建造物としての指定で、歴史上重要なもの、学術上重要なものということですが、その指定理由は、4ページで、下伊那地方と言いますか南信で、江戸時代、近世前期、江戸時代中くらい以前の建築年代のものを6件並べております。今未指定の飯田市の寛文2年の建造物がありますが、安布知神社もこういう事例から比べまして、近世前期以前に建てられた神社建築として事例が少ないということで、数少ない建築遺構と位置付けております。

それから、修理とかどのくらい元の姿が、本来の姿が残っているかということですが、本殿の方は階段がなかったということ、あるいは祝詞殿が撤去されたということではありますが、全体として建造物がいい状態ではありますが、彩色が若干白いカビが生えているところがありますが、良好な状態でございます。

特に、典雅で華やかなオーラを放っているというふうに書きましたが、と言いながら職人技っぽく、自己主張を殺したようなと言いますか、現代とは違う造形で、非常に幾何学的かつ華やかと言うと矛盾しておりますが、そういう造形が見られております。特に、花の菊とか鳩とか、創造上の龍といった具象的なものが見られるほか、幾何学的な紋様が配されておりますので、この点、今後の研究が求められるというふうに考えております。

以上含めまして優れた建築遺構として文化財として価値あるものとして判断いたしました。以上です。

○井原会長

どうもありがとうございました。今、特徴を中心に説明をいただきました。委員の先生方、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。

○吉田委員

部会で気付かない点で残ってしまった点を、細かい点で恐縮ですが、1ページ目の沿革の上から3行目、新羅明神を「勸進」ではなくて「勸請」ですね。請けるという「勸請して現在の地に社殿を」です。

それと3ページ目のところで、修正が入ったために混乱が生じたところで残ってしまった部分だと思っておりますが、真ん中のところですが、「平成22年の修理で以下の発見があった」の下の1つ目のところに「祝詞殿が設けられていたことが判明した」とあり、「なお」という1行空けたところの下には「祝詞殿が設けられていたと推測される」とあって、「判明し

た」のか「推測される」のかというところがあり、文が重なってしまうので、「なお」以下の1文は必要なければとって、「以上のように、拝殿そのものは、建築当初の姿を保ちつつ、大小の修理がなされてきた」ということでいいのかどうかですが。

判明なのか推測なのかということは、4ページの上から3段落目の「次に」というところの2行目「祝詞殿が撤去されたと想定される」ということなので、想定・判明・推測を統一した方がいいかと思います。

○井原会長

では、訂正案をお願いします。

○土本委員

痕跡が出てきたというのは残して、祝詞殿が設けられていたのは痕跡からの推測になります。「祝詞殿が設けられていたと推測される」ということで揃えたいと思います。

○井原会長

今、ご指摘いただきましたところ、1ページの「新羅明神を勧進」を「勧請」、「請ける」に直していただくこと、それから3ページの真ん中ですが、「平成22年の修理で、以下の発見があった」の次の行です。「拝殿の本殿側柱には、当初祝詞殿の接続痕が残っており、当初は、拝殿の間口と同じ幅で祝詞殿が設けられていたことが推測された」に直す、ということではよろしいでしょうか。では、そうしてください。

○土本委員

部会で出たので、5ページの5行目の「記禄」という文字が見えますが、この「禄」という字が、古文書がこうであったか、ワープロのミスかを確認して、おって訂正を入れます。

○井原会長

では、「記禄」の「禄」につきましては、後ほどの訂正にさせていただきます。他にご意見ございますか。

では、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○井原会長

では、続きまして2号議案になります。「絹本著色愛染明王像」につきましての審議に移らせていただきます。

この案件につきましては、担当の吉村委員から説明をお願いします。

○吉村委員

説明させていただきます。前回の審議会で前任の委員の矢島先生の方の調書を基にした説明がありましたが、それと大きくは変わっていません。

まず、所蔵されている福王寺には、鎌倉時代の重要文化財に指定されているご本尊があり、修理銘もありまして、この絵の制作年代が14世紀の鎌倉時代の末から、南北朝の初めくらいということですが、当時、在地領主の外護のもとに栄えていたことがうかがわれる。先ほど訂正させていただきましたが「豪族」ではなく「領主」です。一時お寺から流出していた時期があったようですが、旧箱には本寺の「福翁寺」の墨書があります。

愛染明王というのは、瑜祇教を典拠としまして、これは空海はじめ入唐諸家によって請来されているのですが、あまり古い平安前期に遡るものは残っていませんで、現存しているものは平安後期12世紀あたりから、鎌倉時代以後のものがたくさん残っています。

本図は、2副1鋪の絹本著色画で、部会でも質問が出たのですが、普通こういうものは3副で作りますので、これは2副なのかということですが、元々横が51cmしかない絵で、37cmの絹を使っていますので、残りの14、5cmを半分に切って継ぐということをやらなかったのではないかと、小型の絵なので2副ということになっているのではないかと思います。3副ではなくて2副というのは変わっていますが、小型の絵なので、こういうことになっているのではないかと思います。

多少図柄が切れているところは修理の時に絵が小さくなっている訳ですが、補筆・補彩などのようなものはあまり見られないので、絹はなくなって傷んではいますが、オリジナルな画趣がよく遺っているという作品です。

愛染明王は一面三目六臂ですが、一つだけ手に持ち物が決められてな

いものがありまして、左の第三手というのは、何を持つとはっきり書かれていないので、祈願の内容によっていろいろなものを持たせるのですが、何も持たせない拳とするものが多くて、本図の場合も一般的な図像となっています。

愛染明王の下に宝瓶という宝の瓶があつて、そこから宝珠などの宝物が湧き出ているのですが、宝瓶があるということ自体は経典で決まっていますが、この絵の場合は、瓶のデザインとして龍が描かれておりまして、そういう事はお経には書かれていないので、この絵を描いた絵師がお手本としたものにそういう絵が描かれていて、その図像に倣っているというふうに考えられます。

鎌倉時代でそのような龍が描かれている宝瓶のものは、例えば和歌山の金剛三昧院などにありまして、この絵を描いた絵師も、真言宗系統のしかるべき図様に基づいて描いていると考えられます。

表現技法では、明王の肉身部に裏彩色がありまして、非常に本格的な丁寧な技法になるということです。それから、截金それから金泥が用いられていて、やはり本格的な技法になります。今回、赤外線写真を撮影しましたが、赤外線写真ですと、墨の線が非常によく見えます。それで非常に柔らかく伸びやかな線描、上手な絵師と言いますか、優れた描法が見られます。

年代ですが、大体平安時代のものと言えば、顔が大きくて、忿怒像の場合も割合穏やかな優しい感じの表情ですが、鎌倉時代になりますと、段々写実的な表現になり、プロポーションも正しくなって、忿怒の形相がいかに怖いという感じになっていきます。この絵の場合は、鎌倉の絵像に従ってしまつて、ただ南北朝になりますと、もっと怖い般若の面みたいなさごい形相になるのですが、そこまで怖い表現でもないので、鎌倉後期くらいの表現と考えました。

現在、お寺では、この絵を掛けるための専用のケースをしつらえまして、お正月や施餓鬼法要の折に公開されているそうです。ちょっと絹の浮きがありますので、当面掛けても問題ないのですが、あまり放置しておくと絹が剥がれてきてしまうので、早期に修理することが望ましく、その場合に、裏彩色がありますので、修理の時に裏打紙を剥がしてしまうと、裏彩色が裏打紙の方についてとれてしまいますので、そういう裏彩色のある作品を修理したことのある技術や経験のある者に委ねるべきであると書きました。

この絵につきまして、お寺の本尊の仏像の方は地方様式と評されているのですが、この絵の場合は、絵ですと小さくて持ち運びができますから、必ずしもこの地で描かなくてもいいので、都出来ではないかと思われ、作者の名前などは分かりませんから断定はできませんが、制作優秀

な作品であると言えます。また、こういう作品がお寺に所蔵されているということで、当時の歴史を伝える資料であると言えます。

一点、ふり仮名の訂正ですが、21ページの10行目に「右第二手には金剛箭（こんごうや）」と書いてあり、これは弓矢の矢のことですが、ふり仮名をふるとしたら「こんごうせん」とふります。訂正をお願いします。以上です。

○井原会長

どうもありがとうございました。

愛染明王画像でございますが、関西以外では非常に珍しい作品であること、3副継ぎではなく2副1鋪という形態をとること、意匠の方では、金剛三昧院、高野山の類似例があること、それから、これが一番大事なこともかもしれませんが、地方作ではなくて中央作であること、この点から見ても、この愛染明王像が極めて珍しい資料であることが分かっていただけかと思えます。この件につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

○井原会長

よろしいですか。和歌山の金剛三昧院に見られるということでございましたが、部会の方でも話が出たのですが、このお寺はこの後、室町期に入ると明らかに望月氏のお寺になります。望月氏は高野山の蓮華定院の檀家でありまして、資料が高野山の蓮華定院にございますので、その数十年前の資料が今回の調査で非常に高野山とのつながりが、また一段と鮮明になった資料ということになるかと思えます。調査、ありがとうございました。

では、ご質問、ご異議がないようですので諮りますが、この件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申することにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

以上をもちまして、指定案件の議論を終わります。

6 諮問文化財の審議

○井原会長

では次に、県教育委員会からの諮問を受けたいと思います。

○高橋文化財・生涯学習課長

【諮問書手交】

平成27年8月26日、長野県文化財保護審議会会長 井原今朝男様、長野県教育委員会 長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について（諮問）。下記の文化財を長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除したいので、文化財保護条例第4条第3項及び第31条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。記1、長野県宝に指定する文化財、名称「六地藏石幢」、所在は高山村、所有者は高山村の宗教法人明徳寺です。「木造阿弥陀如来坐像」、所在は飯田市で、所有者は飯田市の宗教法人柏心寺です。「木造馬頭観音菩薩坐像」、所在は飯山市で、所有者は飯山市の宗教法人小菅神社です。2、長野県天然記念物の指定を解除する文化財、名称「八生のカヤ」、所在地が中野市です。県天然記念物の指定が平成19年1月19日に指定されております。以上、諮問いたします。

《高橋課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

では、それぞれ説明書を配ってあると思いますので、事務局から諮問の説明をお願いします。

○高橋文化財・生涯学習課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

諮問した案件は、先ほど読み上げましたとおり、県宝への指定3件、天然記念物の指定解除1件になってございます。

なお、指定解除の案件につきましては、従前の例ですと、議論の余地がありません場合は、当日ご審議いただき即日答申をいただいておりますので、本件につきまして即日答申とするかどうかについてもご審議をお願いしたいと思います。

各案件の概要につきましては、担当からご説明申し上げます。

○白鳥主任指導主事

それでは、「六地藏石幢」をご説明申し上げます。

審議会資料の28ページをご覧ください。

「名称・員数」、「所在地」、「所有者の住所及び名称」は記載のとおりでございます。

29ページに写真、30ページに各部の名称を写真に記載したもの、31ページに位置図がありますので、ご参照ください。

28ページに戻りまして、本物件は、基壇、幢身、龕部、宝珠等の各部を有する、総高178.3cmの各部を積み重ねて造った重制石幢となります。

明徳4年（1393年）、法名源道禅門が、生前に仏事を修して死後の冥福を祈る逆修供養を行い建立したものとされており。

県内に所在する六地藏石幢6基のうち、逆修供養塔の事例は類例がなく、また、六地藏石幢の全ての各部がほぼ完全形で残っているものは本物件のみであります。

既に県宝指定している千曲市の社宮司遺跡出土の木造六角宝幢と並んで仏教道具の発展形態を知る上で貴重であり、また、中世における県内の地藏信仰の発展を示す文化財として貴重でございます。

続きまして、「木造阿弥陀如来坐像」をご説明申し上げます。

資料の32ページをご覧ください。

「名称・員数」、「所在地」、「所有者の住所及び名称」は記載のとおりでございます。

33ページに写真、34ページに位置図がありますので、ご参照ください。

32ページに戻りまして、本物件は、木造割矧造り、漆を施す漆箔、像高52cmの木造の阿弥陀如来坐像であり、書類の方には1571年とありますが、これは草庵でございまして、創建につきましては、慶長2年（1597年）、飯田市の柏心寺の創建時に他寺より齎（もたら）されたものと考えられております。

また、本像は、着衣の表現などから、本格的慶派の流れを汲む13世紀前半に作成されたものと考えられ、既に県宝指定している佐久市安養寺や岡谷市平福寺の木造阿弥陀如来像などと相並ぶ作品であります。

本像は、鎌倉時代13世紀前半の制作になる、初期慶派正統の作風を継ぐ阿弥陀如来坐像として日本彫刻史上貴重でございます。

続きまして、「木造馬頭観音菩薩坐像」をご説明申し上げます。

資料の35ページをご覧ください。

「名称・員数」、「所在地」、「所有者の住所及び名称」は記載のとおりでございます。

36ページに写真、37ページに位置図がありますので、ご参照ください。

35ページに戻りまして、本物件は、割矧造、像高34.5cmの木造の馬頭観音像であり、飯山市の小菅神社奥院の本尊であったと伝えられております。

本像は、12世紀、平安後期に遡る、県内で知られるものとしては現存最古の馬頭観音像であり、両足を垂らして座る椅坐垂脚像は、平安時代以降では全国的にも少なく、県内では本像のみでございます。

本像は、平安後期に遡る馬頭観音像として全国的にも数少ない作例の一つであり、その表情などに藤原時代の彫技を窺うことができ、また、馬頭観音信仰が12世紀、平安後期に遡ることを証明する貴重な作例となっております。

○贅田指導主事

続きまして、「八生(やおい)のカヤ」をご説明申し上げます。

資料の38ページをご覧ください。

「名称・員数」、「所在地」、「指定告示」は、記載のとおりでございます。

39ページに写真、40ページに位置図がありますので、ご参照ください。

38ページに戻りまして、本物件は、推定樹齢500年以上、樹高20m、周囲5.86mの、北信地方では珍しいヒダリマキガヤであり、平成19年1月11日、長野県天然記念物として指定したものでございます。

しかしながら、平成27年3月22日に、39ページの倒壊後の写真でご覧いただくとおり、雪崩が原因と思われませんが、根元から斜面に倒れ滅失したため、今回、指定を解除するものでございます。

○高橋文化財・生涯学習課長

説明は以上になります。ご審議の方、お願いいたします。

○井原会長

以上4件が新たに諮問されました。1件ずつ質疑をお願いします。

まず、「六地藏石幢」の提案説明につきまして、質疑がございましたらお願いします。

○井原会長

では、私の方から、今の説明の中で、逆修の説明がありましたが、部会で説明しましたように、はっきりと判読できる文字が非常に少ない中で、逆修の逆は読めるんですが、修が読めるかどうかまだはっきりとしませんので、逆修と読めるとすれば、こういうことが分かるという話だった訳です。これは、部会で説明しましたように1392年に、この1年前に高梨朝高という、この地域の領主ですが、中央に出てくる非常に有名

な、国の庭園史跡に指定されている高梨館の館主でございますが、この人が1年前に自分の所領を全部かき上げて、将軍義満に安堵・公認するように申請した年の次の年です。ですので、この源道禅門が誰かという、誰であるか決めると非常に重要な問題になってきまして、逆修であるということになると、また代替わりで大論争の問題になりますので、逆修と読めればという話ですので、その調査も今後の担当の方で進めていただくということに部会でなっていますので、その辺ご承知おきください。

他に、よろしいでしょうか。

○井原会長

では、続きまして、「木造阿弥陀如来坐像」につきましても質疑がありましたらお願いします。

○熊田委員

木造阿弥陀如来坐像について補足説明させていただきます。

飯田市にあります浄土宗の大きなお寺ですが、柏心寺。飯田の街が秀吉の支配下で、京極高知によって大きな街づくりをされた時期の創建で、お寺では慶長2年(1597年)と伝えられており、もともとそのお寺自体、隣村の同じ名前の白心寺から、その時期に分立されたお寺のようであります。そこのご本尊としてずっと伝わっているお像ですが、お寺の開創よりも350年以上古いお像でございます。しかも、それに関する伝来についての資料はほとんどないという、ポツンとそこに伝わるといふものであります。由緒あるお寺の開創の時には、そういう名像をどこからか贈られるということによくありますので、しかるべきお寺から齎されたもの、あるいは個人の所蔵物であったということが考えられます。

お像を見ても分かりますように、木造の割矧造と言いまして、体を前後にスパッと割って、中を刳って合わせるという造りなので、中は空洞であります。銘文などは発見されておりません。

来迎印と言いまして、第1指と第2指を捻じている来迎の阿弥陀如来坐像であります。大変特徴的なのは、正面から見て衲衣と言います衣の一枚下に內衣いわゆる僧祇支とも言われています下着みたいなものを着ているということです。割合古風な、古いお像に多いものでして、それが鎌倉に入りますと、運慶の興福寺北円堂の弥勒仏のように、ある種リバイバルでまた流行り始めるのですが、正にその形をとっておりまして、その上の衲衣の着け方も極めて北円堂に似た着せ方をしております。

ちょっとこの写真では分かりにくいのですが、螺髪と額の間、髪際と言いますが、そこの中央が少し弛んだ形になっていまして、やはり北円

堂あたりから顕著になってくる鎌倉時代の新しい傾向です。

玉眼を使っておりまして、その点、髮際の使用、衣の着衣法とともに非常に北円堂を意識した作風であります、

北円堂像と比べますと、全体に若い作風でありまして、少しプリミティブな感じがいたしますが、13世紀の前半になりますと、一般的にはもう少し衣文など込み入った装飾的傾向も出てくるんですが、これはあまりそういう作風をとりませんで、古典的と言いますか、古風な作風を示しております。

北円堂像を極めて意識した、運慶の次の世代の13世紀前半の慶派正統の作品と考えられます。

なぜここに伝わったのか、なかなか興味深いところですが、それに関する資料はありません。が、長野県では、結構初期慶派の作風がこのところ見つかっておりまして、北条氏との関わりが深いということもあるのでしょうか、正統派の慶派の作品も見つかっておりますので、そういう一連の流れの中でどこかにあったものが齎されたと考えるべきかと思っております。

52 c mと、あまり大きな像ではないのですが、堂々とした阿弥陀如来坐像と思います。

○井原会長

ありがとうございました。

では、この件につきまして、質疑がございましたらお願いします。

○井原会長

よろしいですか。

では、続きまして、木造馬頭観音菩薩坐像につきまして、質疑等がございましたらお願いします。

補足説明をお願いします。

○熊田委員

こちらも像高34.5 c mの小さいお像です。

今、ここの写真にあります光背とか台座等は後補でございまして、本体だけ、しかも保存状況は決していいとは言えません。馬頭観音は普通、頭のとっぺんに馬の頭の標幟がつくのですが、それがとれており、何とも残念なことです。欠けたところの痕跡からその形がうっすら分かります。

それから、普通、馬頭観音は、お顔が両脇にもありまして三面、手が六臂のものと八臂のものがございます、このお像も三面六臂と書いて

ありますが、今は背中の方の材が全部失われておりまして、中の内割が全部背中から見えるような状態で、その失われた材の方にそれぞれ左右一本ずつ付いていたとすると、合計八臂となります。今、それが失われていますので、今のところ残された痕跡から、ちょっとほぞが見えておりますが、三面六臂だろうと判断しているものです。

先ほど説明がありましたように、平安時代に遡る馬頭観音は、国の重文も3件程しかないのです。ですから、平安時代の馬頭観音というだけでも大変なものがありますが、このお像の特徴は、坐像と言ってよいのか、倚像という言い方もありますが、倚坐、要するに腰かけている状態の形で、これは図像集などにはあるのですが、作品としては倚像の形をとっている平安の馬頭観音はありませんので、そういう意味でも大変稀な例です。

年代は平安後期で、中を内割しておりまして、これが後の内割という説もあるのですが、調査の結果、頭の方に芯を残しておりますので、それが割れないように背中から割ったと考えます。それから、衣文が大変浅い彫り方で、やはり平安の定朝様の彫り方を経過した作風であります。内割の状況やその衣文から、平安後期作と判断しますが、頭のつくりは割合大きく、童子体形と言いますか、ずんぐりとした形をしておりまして、頬などにボリューム感がございまして、そういう彫刻性からしますと、12世紀後半というよりは前半くらいに収まるものだと言ってよいかと思えます。

小像で傷みが大変激しいのですが、何といたっても小菅神社は、元隆寺というお寺と神仏習合だった大変古い修験霊場ですし、元々馬頭観音の信仰から始まっており、本像も馬頭観音堂、加耶吉利堂というところにあったお像だと伝えられております。12世紀になってのもので、創建には遡りませんが、しかし、12世紀の馬頭観音があるというのは、小菅の馬頭観音信仰の伝統等を知る上でも大変重要なものですので、地域の文化との関連から大変歴史的意義のある資料という点からも、材質や品質の点で顕著な特性を示すという点でも、指定にふさわしいものではないかと思えます。

○井原会長

ありがとうございました。

非常に、平安の馬頭観音というのは全国でもあまりありません。非常に画期的なことになると思います。

では、以上3件につきましては、各部の部会、担当で調査、慎重審議をよろしく願います。

○井原会長

では、続きまして「八生のカヤ」の提案につきまして、質問ございますか。

○井原会長

質問の方はよろしいですか。

では、今の諮問につきまして、先ほど課長の方からの提案の中にございましたように、この件の指定解除の案件につきましては、慣例では当日審議としてきております。

そういう審議方針の取扱いをこの委員会でも決めたいと思いますが、その点についてのご意見をお願いします。

当日審議でよろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。

では、この案件につきまして議事として、担当の大窪委員の方から説明をお願いします。

○大窪委員

「八生のカヤ」については、39ページの写真にありますとおり、根元から倒壊をしてしまったので、部会の方でも、これを指定解除することは残念ながらやむを得ないということで一致しております。

しかしながら、1点だけ確認をしたいのですが、このような指定物件について、老樹が地域の象徴的な存在になっているということで、地元の方へ後継樹の育成等の処置が可能かどうか、必要かどうかというところだけ、ご確認を事後でよろしいので、していただければと思います。

○井原会長

では、今のご意見につきまして、事務局の方でお願いします。

○贅田指導主事

確かに、地域の象徴ということで守られてきた木である訳でございますが、今、ご指摘いただきました後継樹の育成についての考えが地元にあるか、可能かといった点は、今後確認してまいりたいと思います。

○井原会長

ありがとうございました。

その他、この件につきましてご意見・ご質問、委員の先生方よろしく
お願いします。

○井原会長

それでは、本件につきまして長野県天然記念物の指定を解除すること
が適当である旨、答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

それでは、長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨、
答申することに決定いたします。

7 答申書の審議

○井原会長

では、事務局の方で答申書案を配布してください。

これまでの議論で指定することになりました、長野県宝に指定する文
化財につきましては、「安布知神社」それから「絹本著色愛染明王象」、
長野県天然記念物の指定の解除につきましては、「八生のカヤ」という
ことでございます。

この配布されました答申案について、何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。では、本案を答申書として決定いたします。あ
りありがとうございました。

8 その他

○井原会長

次に「その他」の議案でございますが、各委員から何かございましたら
ご提案ください。よろしいですか。事務局の方からはありますか。

○小池課長補佐兼文化財係長

特にございません。

○井原会長

では、以上をもちまして本日の議案はすべて終了いたしました。

委員の皆さまのご協力に対して感謝を申し上げます。ありがとうございます。では、事務局の方へお返しいたします。

9 答 申

○小池課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。

それでは、ここで井原会長から答申書の交付をお願いいたします。

○井原会長

【答申書手交】

長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について（答申）

平成27年9月5日付け他で諮問のありましたことにつきまして、下記のとおり、長野県宝に指定すること、及び長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨答申します。

県宝指定の文化財ですが、「安布知神社本殿及び拝殿」、「絹本著色愛染明王像」、それから、長野県天然記念物の指定を解除する文化財が「八生のカヤ」。以上です。

《井原会長から伊藤教育長に答申書の手交》

10 教育長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

長野県教育委員会伊藤学司教育長からごあいさつを申し上げます。

○伊藤教育長

委員の皆さまには、大変ご多忙のところ、本日午前中からの長時間にわたるご審議の方にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆さまには、日ごろから様々な機会にご指導・ご助言を賜るとともに、指定候補物件の現地調査等で県内各地に足をお運びいただいております。皆さまの多大なるご尽力に心より感謝を申し上げます。

ただ今、会長の方からご答申をいただきました「安布知神社本殿及び拝殿」、「絹本著色愛染明王像」の2件の指定並びに「八生のカヤ」の指定解除につきましては、早速所定の手続きを進めさせていただきたいと思っておりますし、新たに県宝に指定される2件につきましては、県指定文化財として適切に保存されるように努めてまいりたいと考えてございます。

長野県では、本年度を文化振興元年と位置づけまして、新たに創設をした長野県文化振興基金を活用し、文化・芸術の継承・創造に力を注いでいるところでございます。

県教育委員会におきましても、文化財の活用や発信の事業に対する補助制度を創設するとともに、伝統芸能の後継者確保のためのモデル事業を新たに実施しているところでございます。

また、文化庁の方では、日本の魅力を世界に発信するクールジャパン戦略の一環とし、本年度から日本遺産の認定が始まりました。残念ながら、長野県では本年度の認定はございませんでしたが、平成28年度には本県でも日本遺産の認定を受けられるよう、認定を目指す市町村を県としても支援をしてまいりたいというふうに思っております。ぜひ、またこの点についてもご指導をいただければありがたいと思っております。

委員の皆さまにおかれましては、文化財の指定や保存整備事業へのご指導に加え、埋蔵文化財発掘調査での民間調査組織の利用検討や、文化財の保存活用計画の策定などの諸課題においても、今後もお力をお貸しいただくことが多々あるかと思いますが、引き続き格段のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、長時間にわたりご審議いただきましたことに関し、重ねて御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

11 閉会

○小池課長補佐兼文化財係長

以上をもちまして、平成27年度第1回文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成27年 8月26日

議事録署名委員 会 田 進

議事録署名委員 山 田 桂